

福井大学医学部附属教育支援センター医学部教育 I R 部門要項

平成 29 年 4 月 20 日

医学部長裁定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、福井大学医学部附属教育支援センター（以下「センター」という。）
規程（平成 25 年福大医規程第 2 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、医学部教育 I R 部
門（以下「I R 部門」という）について必要事項を定める。

(目的)

第 2 条 I R 部門は、福井大学医学部及び大学院医学系研究科（以下「医学部」という。）
の教育目標を達成するために、本学医学部の教育及び学生支援に関する学内外の様々
な情報を収集・分析及び管理を行い、医学・看護学教育の改善に寄与し、もって医学
部教育の内部質保証及び大学改革に資することを目的とする。

(業務)

第 3 条 I R 部門は、次の号に掲げる業務を行う。

- (1) 医学・看護学教育に関する各種情報の収集に関すること。
- (2) 情報の分析、管理に関すること。
- (3) 大学及び各部局への情報提供、分析等の支援に関すること。
- (3) 中期目標・中期計画の策定及び自己点検・評価活動の支援に関すること。
- (4) その他 I R 部門の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第 4 条 I R 部門に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) 兼任の教員及び事務職員等
- (4) その他必要な職員

(部門長)

第 5 条 部門長は、I R 部門の業務を統括し、センター長が指名する副センター長をもつ
て充てる。

(副部門長)

第 6 条 副部門長は、部門長の業務を補佐し、センター長が指名するセンター専任教員又
は兼任教員をもって充てる。

2 部門長に事故がある場合は、副部門長がその職務を代行する。

(兼任の教員及び事務職員等)

第 7 条 兼任の教員及び事務職員等は、部門長の意見を聴取し、センター長が必要に応じ
て兼務させる。

(任期)

第 8 条 第 4 条各号に掲げる職員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第9条 I R部門の事務は、学務部松岡キャンパス学務室において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、I R部門に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成29年6月28日から施行する。
- 2 この要項の施行後、最初に任命される第4条第1項第3号に掲げる職員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。